

第4 地方交付税関係

平成24年度普通交付税（市町村分）について

1 当初算定

（1）本県市町村分の算定結果

軽井沢町を除く76市町村に2,439億3,681万8千円が交付された。これは前年度（当初）に比べ1億6,744万3千円（0.1%）の減となった（全国市町村分は0.3%の増）。臨時財政対策債発行可能額（交付団体ベース）を加えた額は2,895億3,696万2千円で、前年度（当初）に比べ3億7,052万7千円（0.1%、全国市町村分は0.2%）の増となった。

（2）主な算定方法の改正点

- ① 歴史的円高を踏まえ、海外競争力強化等をはじめ地域経済の活性化や、雇用機会の創出を図るとともに、高齢者の生活支援など住民のニーズに適切に対応した行政サービスを展開できるよう、従来の「地方再生対策費」と「雇用対策・地域資源活用推進費」を整理・統合し、新たな臨時費目として「地域経済・雇用対策費」が創設された。
- ② 道路、建物等の除排雪に係る財政需要については積雪度により割増算定を行っているが、平成24年度の算定から、これに用いる積雪度級地について新たな積雪データ（平成元年から平成20年までの積雪データ）を反映させて見直しを行った。平成12年度の前回見直し以来、12年ぶりの見直しとなった。

（3）臨時財政対策債発行可能額

財政力の弱い団体に配慮し財政調整機能を強化する観点から、臨時財政対策債発行可能額の配分割合については、平成23年度から3年間で段階的に「人口基礎方式」を廃止し、平成25年度には「財源不足額基礎方式」に完全移行することとされている。平成24年度は移行期間中であり、「財源不足額基礎方式」が拡大された。

なお、県内市町村分の発行可能額（交付団体ベース）は456億14万4千円で、前年度に比べ、5億3,797万円（1.2%）の増となった。

（4）地方特例交付金

個人住民税における住宅借入金等特別控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するため、各団体の住宅借入金等特別控除見込額を基礎として算定された。なお、児童手当及び子ども手当特例交付金及び減収補填特例交付金（自動車取得税交付金）は平成24年度で廃止されている。

2 3月追加交付（調整復活）

平成24年7月の交付決定の際、各地方団体の財源不足額の合算額が普通交付税の総額を超えたことにより普通交付税の総額が不足したため、各地方団体の基準財政需要額に一定の率（調整率）を乗じた額（調整額）を減額して交付決定された。

平成25年2月に平成24年度国補正予算（第1号）が成立し、地方交付税総額が増額されたことを受けて調整額の復活が行われ、当初交付決定で減額した額が追加交付された。

本県では、軽井沢町を除く76市町村に8億6,447万6千円が追加交付された。これにより、平成24年度の普通交付税額（調整復活後）は2,448億129万4千円となり、前年度（再算定後）と比べ6億9,604万6千円（0.3%、全国市町村分は0.8%）の増となった。臨時財政対策債発行可能額（交付団体ベース）を加えた額は2,904億143万8千円で、前年度（再算定後）に比べ12億3,401万6千円（0.4%）の増となった。

※各表の数値は、特に記載のない限り、調整復活後のものである。